一千年の 危 険 物 質 及 び有 害 物 質 に ょ る汚染事 件 に 係 る 準 備 対 応 及び 協 力 に 関 す る 議 定 書 の 締

結 に つい て 承 認 を 求 め る の 件 $\overline{}$ 閣 条 第一三号)(先議 要旨

こ の 議 定 書 は 九 九 0 年 平 成 年) + 月 に 玉 際 海 事 機 関 Î M 0 の 主 催 に より 開 催 さ れ た 玉 際 会

+ 議 年 に の お 油 11 に て、 よる 油 汚 に 染 ょ る汚 に 係 染 る 準 事 備、 件 ^ 対 の 準 応 備 及 び 及 協 び 力 対 に 応 関 に す 関 る す 玉 る 際 措 条 置 約 及 び が 玉 採 際 択 協 さ 力 れ の た 枠 際、 組 み 等 同 条 を 約 定 め の 規 る 定 千 の 九 範 井 百 を 九

油 以 外 の 危 険 物 質 及 び 有 害 物 質 に 拡 大することを 検 討 す る 旨 の 決 議 が な さ れ たことを受 け て、 検 討 作 業 が 進

め 汚 染 5 れ に た 係 結 果、 準 <u>_</u> 備 及 び 0 対 年 応 の $\overline{}$ 平 た め 成十二年)三月、 の 玉 際 協 力 に 関 Ι Μ 会 0 議 の に 主 お 催 11 に て ょ 採 IJ 択 開 さ 催 れ さ た れ も た の 危 で 険 あ 物 質 及 び 有 害 物

す

る

る

る

こ の 議 定 書 ば、 前文、 本文十八 筃 条、 末文及び一 の 附 属 書 か 5 成 ָנו ` 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る。

締 約 国 は、 自 国 [を旗] 国とする 船 舶 に対 U して危険 物 質 及び 有 害 物 質 に ょ る汚染 事 件に 関 す 、る緊 急 計 画 を 当

該 船 舶 内 に 備えること、 船 長等 に 対 し て 必要とさ れ る 範 囲 の 通 報 に 関 す る手 続 に従うことを要 求 する。

締 約 玉 ば 自 国 の管 轄 の下に ある適当と認める海 港 亚 び に 危険物 質 及び有害 物質 の 取 扱 施 設 に責任 を 有

質

に

ょ

す る当 局 又は 管 理 者 に 対 ŕ 玉 家 的 な 体 制 に 適 合するように 調 整さ れ た 適 当と 認 め る 危 険 物 質 及び 有 害 物

質 に ょ る 汚染 事 件 に 関 す る 緊 急 計 画 等 を 備 え る こ لح を 要求す ر ک

 \equiv 締 約 玉 の 適 当 な 当局 は 危 険 物 質 及 び 有 害 物 質 に ょ る 汚 染 事 件 を 知っ たときは、 当 該 汚 染事 件 に よっ て

影 響 を 受 け る お そ れ の あ る 他 の 玉 に 通 報 す خ چ

四 締 約 玉 Ιţ 危 険 物 質 及 び 有 害 物 質 に ょ る 汚 染 事 件 に 迅 速 か つ 効 果 的 に 対 応 す る た め の 玉 家 的 な 体 制 を

確

立する。

五 締 約 国 は 危 険 物 質 及 び 有 害 物 質 に ょ る 汚 染 事 件 が 重 大 な も の で あ る 場 合 に は 影 響 を 受 け、 又 は 受 け

る お そ れ の あ る 締 約 玉 の 要 請 に 応 Ű 自 玉 の 能 力 及 び 関 係 す る 資 源 の 利 用 可 能 性 の 範 进 内 で、 当 該 汚 染 事

件 に 対 応 する た め 協 力 ŕ 助 言 を 与 え、 並 び に 技 紨 上 の 支 援 及 び 資 材 の 提 供 を 行 う。

六 締 約 玉 は 危 険 物 質 及 び 有 害 物 質 に ょ る 汚染事 件 に 係 る 準 備 及び 対 応 に 関 ŕ 適当 な 場 合に は、 人員 ഗ

訓 練 等 に 関 す る 技 紨 援 助 を 要 請 す る 締 約 玉 に 対 し て 支 援 を行 . う。

七、 締 約 玉 は 危 険 物 質 及 び 有 害 物 質 に ょ る 汚染事 件に 関 し 他 の 締 約 玉 の 援 助 を 要 請 L た 場 合に は、 別 段 の

合 意 が な L١ 限 ij 当 該 他 の 締 約 国 が とっ た 措 置 に 係 る 費 用 を 償 還 す